相談

相談ごとのあるとき

種類	相談日時	相談員	相談内容	問い合わせ及び相談場所
法律相談	月・水・金曜 （電話・オンライン相談は月・水曜） 午後1時～3時30分　予約制 ※1	弁護士	土地・建物、相続（税金を除く）、金銭貸借など一般的な法的解決策	広聴担当課区民相談室 （区役所第一庁舎3階2番） TEL 3908-1101 ※1 相談希望日の前の週の月曜から電話または窓口で予約を受け付けます（オンライン相談の予約は区Web内の専用申し込みフォームから受付）。 ※2 当月の最終相談日の翌日から、翌月分の予約を電話または窓口で受け付けます。 「※1」・「※2」ともに、相談時間は、お一人30分以内です。
交通相談	金曜　午後1時～4時 予約制 ※2	専門員	示談方法、損害賠償額の算定、保険金の請求手続きなど交通事故全般	
外国人相談（中国語）	第4火曜　午後1時～4時 予約制 ※2	専門員	身近な生活情報の提供、区の行政サービスに関する相談（中国語で相談可）	
人権相談	第4火曜　午後1時～4時 予約制 ※2	人権擁護委員	いじめ、差別、虐待など人権問題	
行政相談	第2木曜　午後1時～4時 予約制 ※2	行政相談委員	国の行政への意見・要望・苦情など	
税金相談	第2・3木曜　午後1時～4時 予約制 ※2	税理士	相続税、贈与税、所得税など税金全般	
不動産取引相談	第1・3木曜　午後1時～4時 予約制 ※2	宅地建物取引士	土地・建物の売買など不動産取引	
建築相談	第1・3火曜　午後1時～4時 予約制 ※2	建築士	設計・融資・敷地など建築全般	
登記等相談	第2木曜　午後1時～4時 予約制 ※2	司法書士	登記、債務整理、成年後見など	
表示登記相談（調査・測量）	第1木曜　午後1時～4時 予約制 ※2	土地家屋調査士	土地の境界・測量調査、新築時の建物表示登記など	
年金労働雇用相談	第4木曜　午後1時～4時 予約制 ※2	社会保険労務士	年金、労働保険・社会保険・人事・賃金などの労務	
行政書士相談	第2火曜　午後1時～4時 予約制 ※2	行政書士	遺言書、遺産分割協議書、借地借家契約書などの作成方法	
就職相談	月～金曜　午前9時～午後5時	ハローワーク職員	就職の相談、あっせん	赤羽しごとコーナー （赤羽区民事務所内） TEL 3908-0161
	火・金曜 午前9時30分～午後4時30分 予約制	就職支援アドバイザー	就職支援アドバイザーによる個別相談	赤羽しごとコーナー （赤羽区民事務所内） TEL 5390-1234（予約受付）
内職相談	月・水・木曜 午前9時～午後4時 予約制	区職員	内職の相談、あっせん	産業振興課産業振興係 （北とぴあ11階） TEL 5390-1234
消費生活相談	月～金曜 午前9時30分～午後4時	消費生活相談員	消費者の契約に関するトラブルや、製品事故、商品・サービスについての疑問や苦情など	消費生活センター （北とぴあ11階） TEL 5390-1142（相談専用）
多重債務相談			借金の返済に関する相談	
起業相談 経営相談	月～金曜　午前10時～正午 午後1時～4時 予約制	中小企業診断士	開業、経営の合理化、資金繰り、販売戦略、下請けなどに関する相談	産業振興課経営支援係 （北とぴあ11階） TEL 5390-1237
技術相談 ・ 販路相談	火～金曜　午前9時～午後5時 予約制	技術相談員 ・ コーディネーター	出張・窓口相談により、製品の技術的な課題、販路やビジネスチャンスを拡大するための助言・情報提供を行います	産業振興課商工係 （北とぴあ11階） TEL 5390-1235
子どもの発達・障害の相談	月～金曜（祝日・年末年始は除く） 午前9時～午後5時 予約制	心理相談員 区職員等	18歳未満のお子さんの発達・障害に関する相談（落ち着きがない、手先が不器用、転びやすい、集団生活が苦手、言葉が遅いなど）	児童発達支援センター TEL 3913-8841
教育相談	月～金曜（祝日・年末年始は除く） 午前8時30分～午後5時30分	教育相談員 （教職経験者・心理士等）	お子さんの教育問題や、いじめなどに関する悩みごとなど	教育総合相談センター 教育相談総合窓口 TEL 3908-1326 〈いじめ110番 TEL 3905-3110〉
ひとり親家庭相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	区職員	ひとり親（母子・父子）家庭の就業や生活設計等に関する相談	生活福祉課相談係 （区役所第三庁舎1階） TEL 3908-1142
女性相談			離婚、出産費用、DV等女性の悩みに関する相談	
子どもと家庭の総合相談	【電話相談】 （受付）午前9時30分～午後5時 【来所相談】月～土曜（祝日・年末年始は除く） ※来所相談は予約制	区職員等	子どもの養育、健康・しつけ、学習・遊び等子どもと家庭に関わる相談やヤングケアラー、子ども自身の悩みの相談など	子ども家庭支援センター TEL 3927-0874 （相談専用）
子どもの権利相談窓口	月～金曜（祝日・年末年始は除く） 午前9時～午後5時 ※電話またはWebフォームからの相談受付のみ	子どもの権利擁護委員	子どもの権利侵害に関する相談窓口	北区子どもの権利相談窓口 TEL 5948-6882 （相談受付専用）

種類	相談日時	相談員	相談内容	問い合わせ及び相談場所
子育て相談	【専門相談（心理）】 曜日・時間については お問い合わせください。 ※電話相談もお受けします	臨床心理士 区職員など	子どもの養育、健康・しつけ、学習・遊び等子育てに関する悩みの相談や子ども自身の悩みの相談など ※各児童館でも区職員が随時ご相談をお受けしています ※令和９年度に、一部児童館の名称を子どもセンターに変更予定です。 詳細は令和９年度に区Web等でご確認ください。	赤羽児童館 TEL 3901-1460（専用電話） 神谷子どもセンター TEL 3598-6771（専用電話） 豊島児童館 TEL 3911-9520（専用電話） 田端児童館 TEL 3823-2860（専用電話） 浮間子ども・ティーンズセンター TEL 3967-6623（専用電話） 桐ケ丘児童館 TEL 3900-8671（専用電話） 西が丘児童館 TEL 3906-6431（専用電話） 滝野川西児童館 TEL 3918-5872（専用電話）
ひとり親家庭等の相談	月～金曜（祝日・年末年始は除く） 午前８時30分～午後５時	専門相談員等	ひとりで子育てすることの不安や生活に関わる困りごとの相談	そらまめ相談室（ひとり親家庭等相談室） （区役所第一庁舎２階５番窓口） TEL 3908-1363
児童虐待の相談	月～金曜 午前９時30分～５時	区職員	児童虐待に関する相談	子ども家庭支援センター TEL 3912-1894（専用電話）
女性相談	【こころと生き方・DV相談】※予約制 曜日・時間については、お問い合わせください。※電話相談もお受けします。	専門相談員 （女性）	夫婦・親子関係、配偶者等からの暴力、人間関係などの相談	スペースゆう （北区男女共同参画活動拠点施設） （北とぴあ５階） TEL 3913-0163 女性のためのLINE相談 To U（トゥユー） 友達追加はこちら
	【女性のための法律相談】　※予約制 第１土曜　午前９時30分 ～11時45分 第３木曜　午後５時～７時15分	弁護士 （女性）	離婚・相続など身の回りで起こるさまざまな問題に関わる法律についての相談 （年度内２回まで）※オンライン相談可（要予約）	
	【女性のためのLINE相談 To U（トゥユー）】 毎週木・土曜（祝日・年末年始は除く） 午後６時～９時（要友だち追加）	専門相談員	学校、仕事、子育て、家庭等に関するさまざまな悩みの相談	
男性相談 （電話相談）	【こころと生き方・DV相談】※予約制 第１木曜　午後４時～７時30分 第３土曜　午後１時～４時30分	専門相談員 （男性）	夫婦・親子関係、配偶者等からの暴力、人間関係などの相談	
DV専用 ダイヤル （電話相談）	火～金曜　午前９時～正午 午後１時～５時	支援専門員 （女性）	DV被害に関する専用相談	TEL 3913-0015
性自認・性的指向に関する相談	【にじいろ電話・法律相談】 【電話相談】（予約不要） 第１土曜　午後２時～５時 【法律相談】（予約制） 第４日曜　午前10時～11時30分	【電話相談】 専門相談員 【法律相談】 弁護士	性自認や性的指向等の悩みに関する電話相談及び法律相談。 ※法律相談はオンライン相談可（要予約）	【電話相談】 TEL3913-0162 ※時間内に直接お電話ください。 【法律相談】 スペースゆう （北区男女共同参画活動拠点施設） 北とぴあ５階 TEL3913-0163
女性の健康相談 （専門医相談）	赤羽健康支援センターで隔月開催 （面接）※ 予約制 曜日・時間についてはお問い合わせください。	女性医師	思春期以降の女性を対象に女性特有の健康の相談、女性医師による個別相談、栄養相談、乳がん自己検査法体験・指導	保健サービス課赤羽健康支援センター （女性の健康支援センター） TEL 3903-6481
健康相談	月～金曜 午前８時30分～午後５時	保健師 管理栄養士 歯科衛生士	健康についての相談 （心身の健康・生活習慣病予防・アルコール等嗜癖・栄養・歯科　等）	保健サービス課王子健康支援センター TEL 3919-7588 保健サービス課赤羽健康支援センター TEL 3903-6481 保健サービス課滝野川健康支援センター TEL 3915-0184
障害者の総合相談	月～金曜 午前８時30分～午後５時	区職員	障害者に関する総合相談 ※精神障害の方はまず各健康支援センターにご相談ください	障害福祉課王子障害相談係 TEL 3908-9081 障害福祉課赤羽障害相談係 TEL 3903-4161 滝野川地域障害者相談支援センター TEL 4334-6548
障害者虐待の相談	月～金曜 午前８時30分～午後５時	区職員	障害者虐待に関する相談	障害者虐待防止センター （王子障害相談係内） TEL 3908-9081
高齢者の総合相談	月～金曜 午前８時30分～午後５時	区職員	高齢者に関する総合相談	高齢福祉課高齢相談係 （区役所第一庁舎１階９番） TEL 3908-9083
高齢者虐待・介護の悩みなどの相談	月～金曜日 午前８時30分～午後５時 水曜日 午前10時～午後４時	区職員 臨床心理士	高齢者虐待に関する相談 介護の悩みなどの相談（こころの相談室）	高齢者虐待防止センター （区役所第一庁舎１階９番） TEL 3908-1112 高齢福祉課高齢相談係 （区役所第一庁舎１階９番） TEL 3908-9083
分譲マンション管理相談	予約時に調整します。	マンション管理士	分譲マンションの維持・管理に関する相談	住宅課住宅政策係 （区役所第二庁舎３階９番） TEL 3908-9201
空き家相談	月～金曜 午前８時30分～午後５時 （必要に応じて個別相談も実施）	区職員 （必要に応じて専門員）	空き家に関する相談	住宅課住宅政策係 （区役所第二庁舎３階９番） TEL 3908-9201